

呉市教育委員会会議録
(令和5年9月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和5年9月22日定例会

- 1 開催日時 令和5年9月22日(金) 15:00開会
15:16閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 横田三奈
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 伊藤賀世
文化振興課長 三浦美佐子
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第27号 専決処分について
 - (4) 報告第28号 寄附受納について
 - (5) 報告第29号 寄附受納について
 - (6) 教議第42号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和5年9月1日臨時会について報告)

報告第27号 専決処分について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第27号「専決処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 それでは、報告第27号「専決処分について」御説明いたしますので、資料の1ページを御覧ください。

まず、状況について御説明いたしますので、4の損害の状況を御覧ください。

本件は、令和5年8月2日午前10時から午前11時30分頃までの間、呉市立原小学校敷地内において、同校の学校業務員が、刈払機を使用して除草作業を行っていたところ、当該刈払機に跳ね飛ばされた石が、同校敷地内に駐車していた相手方所有の軽乗用車の左前窓ガラスに接触し、これに損傷を与えたものです。

1の賠償の理由につきましては、除草作業中の事故による車両損傷によるものでございます。

2の賠償金額は、5万380円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人でございます。

賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険が適用され、保険会社を通じて、9月4日に、相手方にお支払いしております。

なお、本件につきましては、9月定例会において、議会報告を行いました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第27号「専決処分について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第28号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第4の報告第28号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追原 参事補 報告第28号「寄附受納について」御説明いたします。
資料3ページを御覧ください。

この度、匿名の個人様より呉高等学校に、謝罪金として現金20万円の送付がありました。対応を熟慮した結果、これを寄附として整理し、8月28日に受納いたしました。

本件は、呉高等学校の前身である呉豊栄高等学校の関係者が、禁帯出であった英和辞典4冊を自宅に持ち帰り、長年置いたままとなっておりますが、この度返却することを決意され、宅配で返却がありました。

あわせて、過去に自分が犯した行為のおわびの手紙と謝罪金の郵送がありました。

ところが、住所は本校と同一で氏名は偽名となっており、送り主を特定し、現金を返却することは不可能な状況でございました。

したがいまして、送付者不明のままではございますが、本人の意をくみ、これを寄附として受けることとしたものでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第28号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 珍しいケースなのではないかと思えます。

本来予定していなかった寄附金という形の整理ということですが、こういった寄附金を受けた場合、使い道というのはどのように整理されるのでしょうか。

追原 参事補 使途についての指定がございませんでしたので、そのまま一般会計の方に、呉市の大きな財布の中に歳入として入りまして、呉高等学校が使えるものはございません。

辻 委 員 学校に対してという寄附だったので、学校で何か使えるような態勢があったのならすてきだなと思ったのですが、珍しいケースで、こういった想定もないということなのだろうかと理解しました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

報告第29号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第29号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

三 浦 課 長 報告第29号「寄附受納について」御説明させていただきます。
資料の5ページを御覧ください。

本件は、呉市立美術館の美術品として、7件の寄附申込みをいただいたもので、去る7月10日に開催した呉市美術品等収集委員会において審議をいただき、寄附受納が適正と判断されたため、8月21日に受納したものでございます。

各作品の概要等について説明させていただきますが、資料6、7ページに寄附作品のうち、一部抜粋した作品の写真を掲載しておりますので、あわせて御覧ください。

い。

今回の寄附作品のうち、No. 1 から 5 までの作品は、令和 4 年度特別展、呉市制 120 周年・開館 40 周年記念「呉の美術 激動の時代を越えて」へ出品されたことから寄贈を希望されたものがございます。

まず、寄附作品 1 のアクリル画「酔っぱらい」ほか 1 点は、呉市出身の久保俊寛の作品で、作者御本人からの寄附でございます。評価額は 2 点合わせて 100 万円でございます。

寄附作品 2 の水彩画「臨海工場」（仮題）は、三好忠義の作品で、藤崎淑子様からの寄附でございます。評価額は 50 万円です。

寄附作品 3 の日本画「舞姫の囀」は、益井三重子の作品で、横山由紀子様からの寄附でございます。評価額は 20 万円です。

寄附作品 4 の油彩画「縄文の詩」は、岡本隆寛の作品で、作者御本人からの寄附でございます。評価額は 100 万円です。

寄附作品 5 の油彩画「月光」は、岡部繁夫の作品で、鷹橋照子様からの寄附でございます。評価額は 200 万円です。

寄附作品 6 の陶芸「Torso」ほか 6 点は、林康夫の作品で、作者御本人からの寄附でございます。

陶芸家の林康夫氏から、全国の陶芸を収集する美術館に対して自作を寄贈する意志が伝えられる中、兵庫県陶芸美術館の仲介で、当館へも打診があったものです。評価額は 7 点合わせて 730 万円です。

寄附作品 7 の彫刻「CORRELATION」ほか 4 点は、清水九兵衛の作品で、清水六兵衛様からの寄附でございます。

京都国立近代美術館から、清水九兵衛の彫刻作品の寄贈先を所有者が探している旨の連絡を受けたもので、我が国抽象彫刻の第一人者である清水九兵衛の作品は、呉市立美術館の彫刻コレクションの核の一つとなる作品でございます。評価額は 5 点合わせて 1,450 万円です。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第 5 の報告第 29 号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第 42 号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第 6 の教議第 42 号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、教議第 42 号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について」御説明いたしますので、資料 10 ページの議案資料を御覧ください。

1 の教職員住宅の廃止理由でございますが、豊町に建設された沖友下西垣内住宅は、安芸灘大橋の建設により車通勤が可能になったことなどの理由により、ニーズがなく、また、施設の老朽化も激しいため、維持補修せず廃止する方針としており

ました。

この度、6月末をもちまして最後の入居者が退居され、これにより、教職員住宅の全ての入居者がいなくなり、今後入居の受入れもしないため、当該住宅を廃止するものでございます。

これに伴い、管理すべき教職員住宅がなくなりますので、呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止するとともに、呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものでございます。

施行期日は、3にありますとおり、公布の日からとしております。

改正内容につきましては、9ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第42号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。
以上で定例会を閉会します。

(15 : 16)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 佐々木 元)

(令和5年9月22日定例会)